

高齢者虐待について

高齢者虐待防止法（正式名称：高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律）

※一部抜粋

第20条

養介護施設の設置者又は養介護事業を行う者は、養介護施設従事者等の研修の実施、当該養介護施設に入所し、その他当該養介護施設を利用し、又は当該養介護施設に係るサービスの提供を受ける高齢者及びその家族からの苦情の処理の体制の整備その他の養介護施設従事者等による高齢者虐待の防止等のための措置を講ずるものとする。

第21条

養介護施設従事者等は、当該養介護施設従事者等がその業務に従事している養介護施設又は養介護事業において業務に従事する養介護施設従事者等による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報しなければならない。

※養介護施設従事者等が、他の養介護施設従事者等による高齢者虐待を発見した場合、市町村への通報は義務です！

高齢者虐待の種類について

区分	具体例
身体的虐待	高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。 ○たたく、つねる、殴る、蹴る、やけどを負わせる ○ベッドに縛り付けたり、意図的に薬を過剰に与える ○外から鍵をかけて閉じ込め、部屋からでないようにするなど
介護・世話の放棄・放任	高齢者を衰弱させるような著しい減食、長時間の放置、養護者以外の同居人による虐待行為の放置など、養護を著しく怠ること。 ○空腹、脱水、褥瘡などの状態をそのまま放置する ○ナースコール等を手の届かない場所へ置くなど
心理的虐待	高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。 ○怒鳴る、罵る、悪口を言う、子ども扱い、無視するなど
性的虐待	高齢者にわいせつな行為をすること又は高齢者をしてわいせつな行為をさせること。 ○排泄の失敗に対して懲罰的に裸にして放置する ○本人が望まないにもかかわらず卑猥な話を聞かせる、話させるなど
経済的虐待	高齢者の財産を不当に処分することその他当該高齢者から不当に財産上の利益を得ること。 ○年金、貯金など財産を本人の意思に反して使用する ○入院や受診、介護保険サービスなどに必要な費用を支払わない ○施設職員の立場を利用してお金を貸してほしいとたのみ、借りるなど

身体拘束と高齢者虐待について

- 身体拘束の具体的禁止行為
 1. 徘徊しないように、車椅子や、ベッドに体幹や四肢をひもで縛る
 2. 転落しないように、ベッドに体幹や四肢をひもで縛る
 3. 自分で降りられないように、ベッド柵（サイドレール）で囲む
 4. 点滴・経管栄養のチューブを抜かないように、四肢をひもで縛る
 5. 点滴・経管栄養のチューブを抜かないように、または皮膚をかきむしらないように、手指機能を制限するミトン型の手袋をつける
 6. 車椅子からずり落ちたり、立ち上がったたりしないように、Y字拘束体や腰ベルト、車椅子テーブルをつける
 7. 立ち上がる能力のある人の立ち上がりを妨げるような椅子を使用する
 8. 脱衣や、オムツはずしを制限するために、介護衣（つなぎ服）を着せる
 9. 他人への迷惑行為を防ぐために、ベッドなどに体幹や四肢をひもで縛る
 10. 行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる
 11. 自分の意思で開けることのできない居室等に隔離する

認知症のある高齢者本人や、家族、後見人の同意だけでは虐待に該当します。

施設虐待通報事例

例 1 身体的虐待

例 2 心理的虐待

例 3 経済的虐待

例 4 介護・世話の放棄・放任（ネグレクト）

例 5 性的虐待

※施設虐待が起きる原因として①教育・知識・介護技術による問題
②職員のストレスや感情コントロールの問題③倫理観や理念の欠如・・・などが挙げられます。

○高齢者虐待防止法は、虐待者を罰する法律ではなく、支援していくことを目的としています。施設虐待についても同様に、問題点を解決し、よりよい施設となるように支援していくことが目的です。

○いつでもご相談下さい。ささいなことでも結構です。

☞ 沖縄市基幹型地域包括支援センター

TEL 939-1212（内線 2083、3187、3095）